

# 国立国語研究所共同利用推進センター運営委員会規程

令和 4年 4月 1日  
国語研規程 第94号  
改正 令和 5年 4月 1日  
改正 令和 6年 4月10日

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第61号）第8条の規定に基づき、共同利用推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第2条 委員会は、国立国語研究所共同利用推進センター規程（国語研規程第92号）第3条に則り、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 共同利用推進センター（以下「センター」という。）の予算に関すること。
- (2) 各種研究情報の収集・保存・共有に関すること。
- (3) 各種研究資料の移管・保存・公開に関すること。
- (4) 各種研究成果の受入・管理・公開に関すること。
- (5) 研究図書室の管理・運営及び利用に関すること。
- (6) 研究資料室の管理・運営及び利用に関すること。
- (7) 共同利用推進室の管理・運営に関すること。
- (8) 人間文化研究機構が行う研究資源を蓄積・提供する新基盤システム事業に関すること。
- (9) その他センターの運営及び管理に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する職員のうち委員長が指名する者
- (3) 機関拠点型の各共同研究プロジェクトの職員 各1名
- (4) 言語資源開発センターの職員 1名
- (5) 管理部長
- (6) 研究推進課長
- (7) 業務支援室長
- (8) 委員長が指名する職員 若干名

2 委員長は、センター長をもって充てる。

## (招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、管理部研究推進課との連携によりセンターにおいて処理する。

(部会)

第6条 委員会に、センターの運営・管理等の諸問題について検討し委員会に提案するため、具体的な任務に応じた部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

3 部会は、センター長との協議のうえで部会長が指名する職員により構成し、センター長はオブザーバーとして出席する。

4 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

5 部会の庶務は、管理部研究推進課との連携によりセンターにおいて処理する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 「国立国語研究所研究情報発信センター運営委員会規程」(国語研規程第70号)は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。